

鳥取市生涯学習推進基本方針の今後の取り扱いについて

本市では、生涯学習の将来像と、その実現に必要な施策の方向を示し、生涯学習を推進するため、生涯学習推進構想・計画や生涯学習推進基本方針を策定し、生涯学習施策を実施してきました。このたび、第2次生涯学習推進基本方針が令和3年3月31日をもって計画期間満了となることから、今後の取り扱いについて検討していきたいと考えています。

1. 鳥取市における生涯学習に関する計画・方針の策定の経過について

(第1次)生涯学習推進構想・推進計画
推進構想：平成5年度～平成12年度 推進計画：平成5年度～平成7年度 《改訂版》推進計画：平成8年度～平成12年度
第2次生涯学習推進構想・推進計画
推進構想・推進計画：平成14年度～平成23年度 《改訂版》推進構想・推進計画：平成20年度～平成23年度
(第1次)生涯学習推進基本方針
計画期間：平成24年度～平成27年度
第2次生涯学習推進基本方針
計画期間：平成28年度～令和2年度

※生涯学習推進基本方針については、生涯学習が広く市民に関係するものであることをふまえ、分厚い読みにくいものをつくるより内容の圧縮された読みやすいものとするため、パンフレットとして作成。

2. 第2次鳥取市生涯学習推進基本方針（H28～R2）の計画期間満了後について

第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の計画期間満了後の方針については、生涯学習推進協議会（社会教育委員兼務）において議論いただくこととしていますが、その方向性として以下のとおり進めたいと考えています。

<今後の方向性>

現在の基本方針を基本的な考え方として維持する

- ・特定の計画期間を定めず、必要に応じて見直しを行う
- ・現代的課題に対応するための生涯学習・社会教育の推進施策については、定期的に教育大綱・教育振興基本計画等に盛り込む

<考え方>

- ・現在の方針に掲げられている生涯学習に関する基本的な考え方や基本施策は、短期的に大きく変えるものではないと考えられる。
- ・長期的なビジョンとして方針を定め、必要に応じて見直す形が望ましい。
- ・基本方針の実現に向けた具体的取組については各種計画の中で策定されている。

《参考 1》「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(抜粋)

(平成 2 年 6 月 29 日制定、平成 2 年 7 月 1 日施行)

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

《参考 2》全国の生涯学習振興計画の策定状況の推移(平成 30 年 5 月 1 日現在)

※文部科学省「平成 30 年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料の概要」および「資料 4-2. 生涯学習振興計画等の策定状況(2)市区町村(政令指定都市を除く)の策定状況」より引用

回答		H26	H27	H28	H29	H30
都道府県	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している (教育全般に関する計画等とは別に策定している)	19	18	18	18	18
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	25	25	27	27	27
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	3	3	2	2	2
政令指定都市	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している (教育全般に関する計画等とは別に策定している)	14	13	13	13	13
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	5	6	6	6	6
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	1	1	1	1	1
中核市※	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している (教育全般に関する計画等とは別に策定している)	40	38	38	36	34
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	17	19	19	20	23
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	3	3	3	4	3
市町村 (中核市を含む)	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している (教育全般に関する計画等とは別に策定している)	767	762	801	763	743
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	646	685	690	726	785
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	308	274	230	232	193

※令和 2 年 4 月 1 日時点の中核市 60 市で算出。鳥取市を含む

《参考 3》県内の生涯学習振興計画の策定状況の推移（平成 30 年 5 月 1 日現在）

※文部科学省「資料 4-2. 生涯学習振興計画等の策定状況（2）市区町村（政令指定都市を除く）の策定状況」より引用

○：生涯学習に資する計画等を、単独で策定している（教育全般に関する計画等とは別に策定している）

●：生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している

×：生涯学習に資する計画等を策定していない

（教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む）

都道府県名	○		●				×		計
鳥取県	4	鳥取市 湯梨浜町 伯耆町 智頭町	14	米子市 八頭町 北栄町 日吉津村 江府町	倉吉市 若桜町 琴浦町 大山町 日南町	岩美町 三朝町 南部町 日野町	1	境港市	19